

## 介護保険と確定申告

確定申告において、①社会保険料控除として介護保険料、②医療費控除として介護サービスの利用料、寝たきりの人のおむつ代、③障害者控除として所得税法上の障がい者と同等と認定された要介護認定者がいる場合などについては、所得控除の対象となります。

### ①社会保険料控除

令和2年1月～12月に介護保険料を納付した人は社会保険料控除の対象となります（介護保険料が減免になっている場合は該当しません）。

### ②医療費控除

- 介護サービス（居宅サービスや施設サービス）利用料などのうち、領収書に「医療費控除対象額」と記載されているものが対象となります。
- 寝たきりの状態で、治療上、おむつの使用が必要な人は、おむつ代が対象となります。

#### ▷対象者

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上、おむつの使用が必要な人

#### ▷必要書類

《初めて控除を受ける人》

- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」  
※証明書様式は介護係に備え付けています。
- 《2年目以降の人》
- 領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」または、町が発行する「おむつ代医療費控除証明書」  
※「おむつ代医療費控除証明書」の交付は、町に申請が必要です。

### ③障害者控除

65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除を受けられる場合があります。

#### ▷対象者

65歳以上の浪江町介護保険被保険者で、要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている人のうち、要件に該当する人（要件とは、要介護認定の際に、町が収集した主治医意見書の日常生活自立度によります）。

#### ▷基準日

所得控除対象年の12月31日（被保険者が年の途中で死亡した場合は、当該死亡の日）

#### ▷必要書類

《浪江町役場本庁舎・二本松事務所でする場合》不要です。

《上記以外の場合》

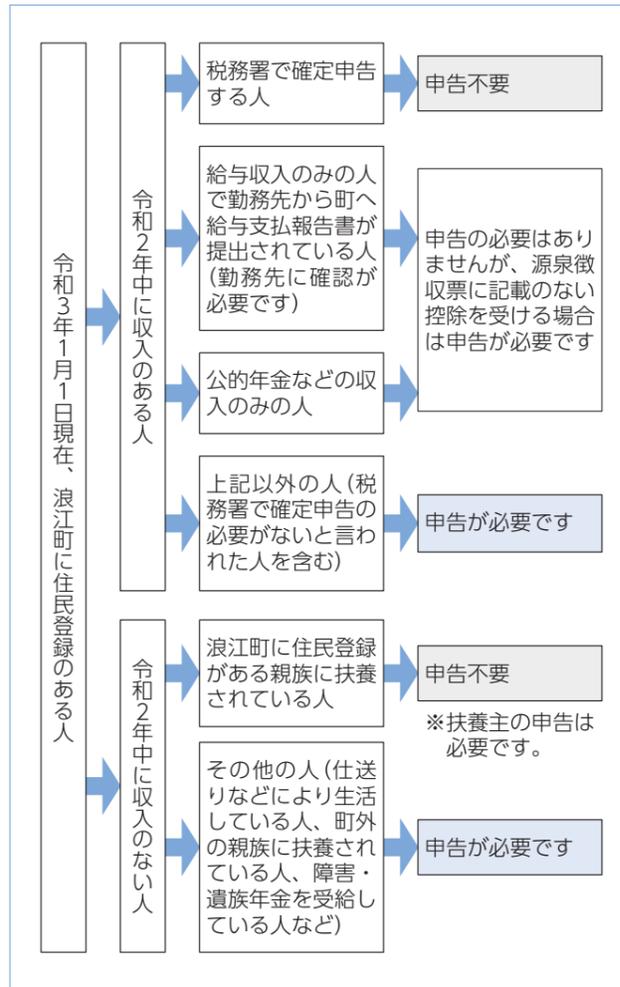
「障害者控除対象者認定書」が必要です。

※「障害者控除対象者認定書」の交付を希望する場合は、介護係へ申請書を提出してください。申請書は介護係に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

※申請書を審査の上、発行となりますので、手続は余裕をもって行うようお願いします。

☎介護福祉課介護係 ☎0240(34)0226

## 住民税(町・県民税)の申告が必要な人の目安



### 確定申告書は、国税庁ホームページで作成し、郵送で提出できます

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑するため、長時間待つ必要がある場合があります。

自宅などで、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅のプリンターなどで印刷したものを郵送などで提出することができます。

詳しくは国税庁ホームページ「令和2年分確定申告特集」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>）をご覧ください。

### 浪江町の申告会場では以下の対策を実施します。

- 入場時の検温の実施（37度以上の熱がある人は入場できません）
- マスクの着用
- 手指のアルコール消毒
- 3密（密閉・密集・密接）、の防止



# 税の申告はお早めに

2月15日(月) ~ 3月15日(月)

☎ 住民課課税係  
☎ 0240(34)0224

### 住民税(町・県民税)の申告は「町役場」へ

住民税（町・県民税）の申告相談を実施します。（町役場では申告期間外の所得税確定申告の相談は受けられません）

#### ●日程・会場

**2月15日(月)～2月26日(金)**

(20日(土)、23日(火・祝)を除く)

(※21日(日)は受け付けます)

二本松事務所 1階

**3月1日(月)～3月15日(月)**

(6日(土)、7日(日)、13日(土)を除く)

(※14日(日)は受け付けます)

浪江町役場本庁舎 2階 大会議室

#### ●受付時間 9時～16時

※会場が二本松事務所の場合は、本庁舎では受付できません。また、会場が本庁舎の場合は、二本松事務所では受付できないので、注意してください。

**次に該当する人は、税務署で申告してください。町役場では受付できません。**

- ▷消費税・贈与税・相続税、土地や株式の譲渡所得などの分離所得がある人
- ▷初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▷過年度分の申告をする人
- ▷準確定申告をする人
- ▷青色申告をする人
- ▷配当・株式譲渡の損益通算をする人

### 所得税の申告は「税務署会場」へ

県内では、下記のとおり各税務署が申告相談会場を開設しています。受付時間は各会場で異なりますので、詳しくは最寄りの税務署に問い合わせてください。なお、開設期間以外の申告相談については、各税務署で行っています。また、ウィル福島アクティおろしまち（福島税務署開設）では、2月21日(日)・28日(日)も相談会場を開設します。

※「新型コロナウイルス感染症」対策として、税務署が開設する会場に入場するには「入場整理券」が必要となります。取得方法など詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

#### ●会場・連絡先・日程（土・日曜日、祝日を除く）

税務署	確定申告相談会場・連絡先	日程
福島	ウィル福島 アクティおろしまち (福島市鎌田字卸町10-1) ☎024(534)3121	2月1日(月)～3月15日(月)
会津若松	会津アピオ アピオスペース1階 (会津若松市インター西90) ☎0242(27)4311	2月1日(月)～3月15日(月)
郡山	南東北総合卸センター イベントホール (郡山市喜久田町卸一丁目1-1) ☎024(932)2041	2月1日(月)～3月15日(月)
いわき	イオンいわき店 2階 (いわき市平字三倉68-1) ☎0246(23)2141	2月8日(月)～3月15日(月)
白河	白河市産業プラザ人材育成センター 2階講堂 (白河市中田140) ☎0248(22)7111	2月8日(月)～3月15日(月)
須賀川	須賀川市労働福祉会館 (須賀川市茶畑町65) ☎0248(75)2194	2月4日(木)～3月15日(月)
喜多方	喜多方税務署 2階会議室 (喜多方市字花園38) ☎0241(24)5050	2月10日(水)～3月15日(月)
相馬	相馬市振興ビル 6階 (相馬市中村字塚ノ町65-16) ☎0244(36)3111	2月1日(月)～3月15日(月)
二本松	二本松市市民交流センター 1階多目的室 (二本松市本町2-3-1) ※駐車場有料 ☎0243(22)1192	2月1日(月)～3月15日(月)
田島	田島税務署 1階会議室 (南会津町田島字寺前甲2939-2) ☎0241(62)1230	2月1日(月)～3月15日(月)

### 必要書類など

	項目など	必要書類
所得など	給 与	源泉徴収票（原本）
	雑・公的年金等	
	事業・営業等	
	事業・農業等	
賠償金など	不 動 産	白色申告者 …収支の内訳(各合計)が分かるもの
	給与(就労不能損害)	
	事業・営業等	
	事業・農業等	
控除など	不 動 産	東京電力による各賠償額の内訳と合意日などが分かる明細書
	生命保険料控除	
	地震保険料控除	会社などが発行する確定申告用の証明書（原本）

※申告の内容によっては、別に書類が必要となる場合がありますので、最寄りの税務署へ事前に問い合わせてください。なお、会社などで年末調整している人で、その収入と所得控除に変更がない人は確定申告をする必要はありません。